

また、保育園での健康という理念においては、まず保護者にとって自分の子供を見るという部分には、やはり保育士から見る、また様子を聞くだけでは済まない、現物を見るのが一番健康管理上本来あるべきかなということで考えております。長くなりましたが、以上でございます。

議長 以上で、1番議員、大石 舞君の一般質問を終わります。

続いて、通告10番、3番議員、重田有紀君。

3番 こんにちは。通告10番、3番議員、重田有紀です。

町民の皆様のため精いっぱい質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、日本における若者の自殺について、日本財団ジャーナルの調査によれば、日本に暮らす18歳から22歳の若者のうち、4人に1人が自殺を本気で考えたことがあり、10人に1人が自殺未遂を経験したことがあるとしています。そして、その原因の半数は学校問題が占めています。不登校の経験は自殺念慮や自殺未遂に多大な影響を及ぼすということも分かってきています。このようなことから不登校とは命の問題である。命の問題と直結していることが言えます。今回の質問を通して、生きていってくれればいい、そのままのあなたでいい、ありのままでいい、ただ生きてさえいてくれればいいという、このような思いを当事者の子供たち、そしてその御家族にお伝えできればと思っております。以上のこと踏まえ、通告に従いまして、質問させていただきます。

1、特別な配慮を要する生徒・児童への対応について

特別な配慮を要するとは、障害の有無にかかわらず学校生活において何らかの支援を必要としていることを指します。まずは学校に行けない、行かない状態にある児童・生徒への対応についてお伺いいたします。

(1) 適法指導教室について。

本町における適応指導教室かがやきとは、いろいろな思いで学校に行けないでいる大井町町内の小・中学生が学校に籍を置いたまま通室し、自分のペースで学習をする教室であり、1人1人の悩みを受け止め、様々な体験活動を通して学校生活や社会生活に溶け込めるようお手伝いしますとされています。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1、不登校状態にある子どもたちの現状は

- 2、学習状況は
 - 3、運営方法は
- (2) ことばの教室について。

本町のことばの教室は、上大井小学校内に設置されています。幼児音が直らなかつたり、発音に問題があるような場合、通常級に籍を置いたまま通級し、指導を受けることができます。本来であれば情緒の教室という通級教室もありますが、本町には設置がないため、心や気持ちの面で不安のある児童も通級している場合があります。このことばの教室で受けられるような教育を支援教育と呼ぶのですが、本町では支援教育の充実にも注力するという目標を掲げていることから、次の2点についてお伺いいたします。

1、運営状況について
2、通級基準について
大きな2つ目として、2、パートナーシップ制度導入について、お伺いいたします。

パートナーシップ制度とは、法的な拘束力はありませんが、同性カップルをパートナーとして公に認める制度のことをいいます。日本の人口の7.6%、約13人に1人の割合でいるとされるL G B T、性的マイノリティ、この数字からすれば学校の教室にも当然当事者がいると考えても不思議はありません。前述した不登校状況にある子供たちの自殺念慮や自殺未遂の割合の高さと同じように、自分の性に違和感を覚える子どもたちや、社会に受け入れてもらえないを感じてしまう性的マイノリティの方々の自殺についても深刻な社会問題となっています。本町で力を注いでいるS D G sの目標5にも掲げられているジェンダー平等の実現は、性別によって差別されることがない社会の実現を目指す目標であります。どんな状況にあってもどんな人でも、誰もが暮らしやすい町をつくることが行政の責務であることから、パートナーシップ制度についても早急に導入するべきと考えます。このことを踏まえ、以下の2つについて質問させていただきます。

- (1) 教育現場におけるジェンダー平等教育について
(2) パートナーシップ制度導入について

以上、登壇での質問とさせていただきます。

町 長 重田議員からは、大きく2点の御質問をいただいておりますが、私から初めに、2項目めの「パートナーシップ制度導入について」をお答えさせていただき、1項目めの「特別な配慮を要する生徒、児童への対応について」を教育長から自席にて答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

まず、教育現場におけるジェンダー平等の現状についてですが、御質問の中にもありますSDGs目標5が目指すものは、「男性も女性も社会的に平等であること」、「男性だから、女性だからと様々な差別を受けることのない社会をつくること」であると認識しております。こうした、女子だから、男子だからという視点で、本町の教育現場について申し上げると、男女による差別のない学校教育が行われているものと受け止めています。

具体的な取組について申し上げますと、まずは男女混合名簿の活用です。以前は男女の性別によって分けられていた名簿を使用していましたが、既に一斉名簿として活用しているところであります。また、小・中学校による発達段階によって、子供たちの受け止め方、対応が異なってくる部分もあるのですが、男の子だから何々君、女の子だから何々さんという決めつけた敬称を使用するのではなく、統一して何々さんといった一般的な敬称で子供たちへの対応に努めています。当然のことながら、学習内容においても男女によって分けられた授業形態等では行われておりません。

また、ジェンダー平等など人権理解については、平成27年に文部科学省より「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知文が発出され、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」のリーフレットが作成されました。そこには、「学校として先入観をもたず、その時々の児童・生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要」、「当事者である児童・生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある」と示されているように、本町の学校においても、保護者や家庭からの申入れに対して、性的マイノリティの視点から学校生活における支援に取り組んでまいりました。各校においては、職員による人権研修を毎年実施しており、教職員による人権への意識向上と理解に努めています。あわせて、子供たちへの指導においても、様々な場面で人権教育は行われていますが、本町の学びづくり研究の重点

教科でもある特別の教科道徳においても、内容項目「公正、公平、社会正義」に当たる教材を活用して、子供たちの人権理解にも取り組んでいるところです。

今後も、職員の人権意識の向上に努めるとともに、ジェンダー平等のさらなる充実に取り組んでまいりたいと思います。

2点目の「制度の導入について」の御質問でございますが、パートナーシップ制度とは、戸籍上の性別にとらわれずお互いを大切なパートナーだと考えている性的マイノリティの方々が、そのことを宣誓または登録し、自治体が証明書や受領書を発行するということでございます。法律上の婚姻とは異なり、法的な効力はありませんが、制度の導入によって差別や偏見の解消、当事者の暮らしやすさの保障につながり、性の多様性に対する認知を深める効果があります。また、制度への認知や理解が広がることで、法律上の婚姻関係になくとも、パートナーが入院した際に説明を受けることができたり、パートナーを生命保険の受取人に指定することができるなど、民間サービスにおける配慮が期待されるところでございます。

このように、人権を尊重する社会の実現に資することから、平成27年に全国で初めて東京都渋谷区で導入されて以降、パートナーシップ制度は全国の自治体で導入・検討されており、渋谷区等が実施した調査によると、本年10月1日時点で、全国で60の自治体が制度を導入しており、人口カバー率は約30%に達しているとのことであります。全国的に見ますと、20ある政令市のうち15の政令市で導入されているなど、人口の多い都市部では拡大傾向にありますが、町村では3町にとどまっているのが現状でございます。

一方、神奈川県内においては、3つの政令市をはじめ近隣の小田原市や町村の葉山町など7市1町で導入されており、人口カバー率は約70%を超えております。また、藤沢市や三浦市でも導入を予定しており、令和3年中には県内約3分の1の自治体が導入をする見込みとなっていることから、神奈川県内では全国的にも制度の導入が進んでいる状況にあります。

このような中、本町においても性的マイノリティの方が生活されていることは承知しているところであり、パートナーシップ制度の導入によって差別や偏見で苦しんでいる方が少しでも自分らしく生活できるようになれば、町が推進するSDGs目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標10の「人や国

の不平等をなくそう」の達成にもつながるものと考えております。

町では、町民一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域社会の実現のため、先進自治体の取組等を研究し、制度の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 それでは、引き続き私からは大きな項目の1つ目、「特別な配慮を要する生徒・児童への対応について」の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、「不登校状況にある児童の現状について」ですが、不登校状況にある児童・生徒は、その取り巻く環境によって多様な要因や背景によって不登校状態になっていることから、一人一人その要因は異なります。そのため、この場において個々の現状及び人数についての発言は控えさせていただきますが、本町の学校における不登校状況が全体数のおよそ2.5%となっております。

今年度は、長期にわたる臨時休校期間からの学校再開の影響や、感染症対策を講じた学校生活でのストレス等の影響も見られることから、登校渋りの児童・生徒も見られる傾向があると把握しています。

こうした中、教育委員会では各学校担当者との会議において、不登校対策の基本となる未然防止、早期発見、早期対応、継続的な支援について共通理解を図り、子供、保護者に寄り添う姿勢を大切に取り組んでおります。

また、御質問にある適応指導教室やスクールカウンセラー等と連携することで、様々な視点から子供たちへの関わりにつなげていけるよう、引き続き努めてまいります。

続いて、学習状況についてですが、学習指導要領では不登校児童・生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であるとされています。そのため、本町の適応指導教室においては、個々のペースに合わせた教科学習や全体でのスポーツやレクリエーション等を行っております。

先ほども申し上げましたが、不登校状態である一人一人の要因は異なりますが、皆共通していることは、心身ともに充電が必要であるということです。

そのため、適応指導教室では、学習においては当然のことですが、様々な活動や触れ合いを通して、子供たち一人一人の自立につなげていく目的としています。あわせて、適応指導教室での一人一人の学習や活動については、

各学校の担任の教諭とも連携されています。そうした中、子供の状況を担任と共有することで、学校への復帰の手立てにつなげていけるよう、努めているところです。

続いて、運営方法についてですが、現在適応指導教室は専任教諭1名と非常勤教諭1名にて開室しておりますが、状況に応じて教育委員会より教育指導員がサポートに入ってています。

また、適応指導教室への通室については、担当職員と保護者、本人との教育相談や体験通室を通して、一人一人の状況に応じたペースからスタートしています。先ほども申し上げましたが、適応指導教室での様子については、担当教諭より各学校の担任に報告され、年間2回の適応指導教室運営会議という名目で、各学校担当教諭と適応指導教室の教諭によって連絡会を実施しております。

今後も、引き続き各学校との連携を行っていくことで、不登校児童・生徒への継続的な支援に努めてまいります。

次に、2番目の「ことばの教室について」です。

まず、運営状況についてですが、ことばの教室における通級指導とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別な指導を行う指導形態であります。

実施形態としては、在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通級し指導を受ける「他校通級」、担当教員が複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」があります。

本町のことばの教室は、自校通級と他校通級の2つの形態で運営しており、指導には2名の担当教諭を配置しております。

ことばの教室においては、一人一人の言語障害の状態等に応じた対応が求められることから、ことばの教室担当教諭と当該児童が在籍する学校の学級担任との協力体制が必要不可欠です。本町のことばの教室においても、担当教諭と担任が連携し、一人一人の状態に即した個別の指導計画のもと、指導に当たっています。

続いて、「通級基準は」についてですが、通級における指導において、文部科学省の「障害に応じた通級による指導の手引」では、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれること

のないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要とされるとともに、通級による指導を行うかどうかの判断に当たっては、児童の障がいの状態のみでなく、どこの学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮する必要があるとされているように、具体的な基準は示されておりません。

本町のことばの教室においては、在籍校の学校長より通級担当教諭との教育相談の申請がなされ、教育相談を行った上で、教育委員会も含めた様々な見地から総合的な判断をしております。

私からの答弁は以上でございます。

3 番 御答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

特別な配慮を要する生徒・児童についての対応についてですが、まずこの適応指導教室というネーミング自体に私自身は違和感を覚えております。何かに適応できるように指導するというのがこの教室の指針なのかと思わせてしまうようなこのネーミング、今一般的には「教育支援センター」というような呼び方が普及しているようですが、ネーミングの変更なども御一考いただきたいということと、適応指導教室の設置運営に関する要綱の中に、学校復帰や社会的自立を図るためという文言があります。令和元年10月、文科省から「学校に登校するという結果のみを目標にしない」という内容の通知が出されています。この通知とともに示されている教育支援センター整備指針の中でも、「学校復帰」という言葉は使われていません。

この町の基本的な支援の理念のようなものに、依然この学校復帰前提策というものが根強くあるように感じております。学校復帰とはケース・バイ・ケース、学校へ戻りたいと希望する児童・生徒に対する個別の支援方法であり、不登校状況にある児童・生徒を支援するための基本の理念のようなものにするものではないと考えております。

なぜこのようなことを言うかといえば、行政や公の立場から発信される文言が世に与える影響の大きさを考えれば、適応指導教室というネーミングや学校復帰という文言を要綱に明記してしまうのは極めて危険であると感じています。例えば、ある女子中学生のことですが、親には学校に行けと言われ、先生には

学校に来いと言われ、やっとの思いで学校に登校すると遅刻はしてくるなどそんなふうに言われますと、そんなふうに言われたとき、必ず自分は手首を見詰めてしまうと言って、こうして手首の傷を私に見せてくれました。

このように学校復帰を求めることで与えられるプレッシャーの大きさというものを想像してください。そして、そのプレッシャーは最悪の事態を生む要因にすらなり得るということを認識しているかどうかということ、この現実を踏まえてこのような明記をされているのかということをお伺いしたいのですが、学校の現場では復帰を促す支援というのはいまだ当然のように行われているのが現状です。この現状を見直す、あるいは教育委員会より学校復帰を前提としないという指導を促していただくということは可能なのでしょうか、お伺いいたします。

教育長 今議員御指摘のとおり、令和元年10月25日の文科省のほうの通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」といったところで、ここで法規もその前までの内容と変わっております。

そういったところの中で、確かに議員御指摘のとおり、その支援の視点ということで、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくということを書いてございます。

実際これまでも、適応指導教室で例えば中学生においてから1年生から3年生まで通って、そして卒業してきたってお子さんも何人も私は承知しております。そういう意味ですので、決して、学校につなげることはしておりますけども、学校に行かせるためのそういった何て言うのかな、指導と言うかな、何かそういうことまでを結果として求めているような対応はしていないと理解しています。

それから、その適応指導教室の名称ということでございますけれども、いわゆる教育支援センターということについては、実は県のほうもそういう名称で位置づけておりますし、それで実際本町のほうもそこに「かがやき」という名称をつけて取り組んでいるところですけども、若干その「かがやき」が薄れちゃっているところもあって、なかなか浸透していないのかなと思っております。

そういったような中で、特にそこについては何ていうのですか、適応指導教室ということについて今まで問題提起がなかったので、またその辺含めてち

よっと検討はさせてもらいたいと思っております。

3 番 適応指導教室での指導は、決して学校復帰を前提とするものではないと理解しています。実際そのように学校復帰を前提とした指導をされているというふうにも感じておりません。

ただ、学校現場ではそのような指導が依然根強いということ、それによって、先生の「待ってるね」の一言だけでも自宅の部屋から出て来れないというようなプレッシャーを感じてしまう子供もいるということを踏まえて、これが現実なのです。なので、ほんとこれは個人的なことになってしまふかもしれませんけれども、そういうような子を私は何人も見てきています。

ですので、当事者が何に困っているのかということとともに、子供たちが何におびえているのかということを認識を新たに考えていただきまして、このネーミングの変更や要綱の見直しを再度要望したいと思いますが、検討していくだけの余地はあるでしょうか。再度お伺いいたします。

教 育 長 先ほど来と共通しておりますけども、こういった通知が今回出されておりますので、その辺とも照らし合わせた中で、内容については精査していくらなと思っております。

3 番 では次の質問で、不登校児の数ということで割合として2.5%という御答弁をいただきました。平成30年3月の一般質問より、小学校で2%、中学校で3%というような御答弁がありましたので、さして変わらないのかなというような認識を持ちました。

ただ、人数がどうしても知りたかったということではないのです。この数をお聞きしましたのは、この数をホームページ上などで掲載している自治体もあります。この数を公表している自治体の担当者の方のお言葉ですが、数字を公表することで地域の方に周知したい、このような子供たちがいるということを周知していきたいという気持ちがある。この問題は家庭や学校、行政だけで解決できる問題ではないと認識しているから、地域の方の支援を受けたいという思いを込めて公表しているということでした。この考え方には非常に共感いたしました。

不登校は問題行動ではないという、随分前から文科省は示しているわけですが、まだこの認識は世の中に浸透しきっていないというふうに感じています。

不登校問題で最も重要なのは、学校へ行かないことは悪いことではないという共通の認識を、いかに地域で共有できるかどうかだと私は思っています。不登校児童と一口に言っても、教育長からもお話がありましたように、いろいろなケースがあるということはもちろん承知しております、そのことによって先生方が指導に支援に苦慮しているというお話も聞いています。ただ、当事者その家族が、共通して苦しめられていることとして挙げられるのは、人の目、世間からの批判、言われのない誹謗中傷のためにされているということです。これは現実です。当事者の子供たちの生きづらさを改善させるためには、どうしてもこの共通の認識を地域で持つことは必要なことです。

この数字を公表することによって、このような子がいるよというようなことを地域に周知していただけないかという思いを込めて聞いたわけなのですが、そのようなことが可能か、あるいはそれが難しければ、地域に不登校は問題行動ではないという認識を浸透させていくためにできることとして、何かありましたらお答えいただけますでしょうか。

教育長 適応指導教室という名称ここでは使わせていただきますけども、例えばそこに来ている子供たちを見てみると、私自身はそういう認識はしていません。実際その子の周りでいる、例えば誰か職員だとか、清掃をやっている方々だとか、皆さんどちらかと言うと温かく迎えてくださっているなという、そういう理解であります。ですから、そういったところの中ではどうなのかなという感じはしております。

反面、いわゆる不登校のお子さんもいろいろな状況がございまして、いわゆるこの適応指導教室に来れないようなお子さんもいられます。そういったところの中では、担任が訪問だとか電話等で定期的に連絡を取っていると、それからまた保護者の方とお話をしているというようなことでなっておりますけども、その辺りのところでは、今御心配されているところがなくはないのかなと思うところでございますけども、少なくともこの不登校ということについては、昔はいわゆる登校拒否というようなことで、それこそもう何十年も前から認知されていたところでございます。そういったところが、だんだんさらにこう子供たちに寄り添っている、そして個別に支援するということで変わってきた中で、私は子供時代に経験した方が、いわゆるもう親になったり、おじいちゃ

んおばあちゃんにまだなってないかな。そのぐらいの年なっているので、そういったところの中では決して認知されていないというようなことは思わないのですけども、ぜひまたそういった御心配を含めた中で、またこれは学校とそれからその該当とする御家庭と共通認識を図っていけたらなと思っております。

3 番 共通認識を学校現場や行政の方、それに関わっている皆さんに持っていたいていると思います。ただ、世間一般にはなかなか難しく、当事者の子供たちの周りの子供たちにも、まだそのような認識が足りていないのかなという状況を日常生活の中で感じています。この現実を受け止めていただきまして、そのようなことについても引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

学習状況についてです。G I G Aスクール構想スタートに伴い、1人1台端末が今月にも納入されると昨日、本日も答弁がございました。大型モニターの配備も全教室にされているとのこと。適応指導教室にはモニターの配備はされているのでしょうか。1人1台端末を利用できるような準備のほうは、適応指導教室のほうにはされているのかということ、直通電話もない中で、Wi-Fiの環境の整備などについてもお伺いしたいと思います。

誰もが等しく教育を受けられる権利を有していることを踏まえれば、このような環境整備や準備速度に差異があるということは望ましい状況ではないと感じますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

教 育 長 ちょっと先ほどの少し補足させてもらいたいのですけれども、そうやって思っていられる御家庭の方もあれば、逆に言うとそっとしておいてほしいという、そういう御家庭の方もいることちょっと私自身把握しておりましたので、その辺は補足させていただきます。

それから、適応指導教室への1人1台端末については、当然配備する予定でございますし、貸出しのルーターで考えております。ただ、大型モニターについては今のところ計画ございませんけども、またその学習の状況によって必要があれば、また考えていかなければいけないのかなと思っております。

いずれにしても、個々の学習に応じたということの中で、その端末の活用ということは利点があるというようなことは示されておりますので、そういったところの中で、適応指導教室に通っているお子さんについても対応はしている

つもりでございます。

3 番 ルーターで対応する1人1台端末ももちろん配備されるということで、安心いたしました。

1つなかつたのが、直通電話がないということについて、保護者のほうで、私も感じていますが、ちょっと不便を感じている部分があるのですが、直通電話引いていただけるような予定はないのでしょうか、お伺いいたします。

教育総務課長 現在、生涯学習課が、体育館のお話になりますので調整しながら、今基本的には直通はやはり入れたほうがいいだろうと、それは保護者の方の連絡も含めて何本も介してというよりはそのほうがいいだろうということで、基本的には設置する方向で話を進めております。

3 番 ありがとうございます。安心いたしました。

次に、お伺いいたします。

不登校状態にある子供の多くは、もちろん学習、勉強というよりも、心の平穀を取り戻すということに注視している場合が多いとは思いますが、中には学習意欲の高い子供たちもいると思います。そのような場合は、今現在では自費で塾に通わせているという家庭も多いようですが、それができない家庭ももちろんあると思います。経済的な格差を生む要因にもなりかねませんので、塾に通わせていても思うような進路に進むだけの準備は難しいというような現状も聞いております。

学校に来れていない、適応指導教室にさえ来れていない子たちに対するフォローというのはされているんでしょうか。お伺いいたします。

教育長 これはもうかなり以前の話にもなるのですけど、いわゆる不登校のお子さんについて、この適応指導教室以外のところでも学習ができ、なおかつ出席扱いとするというような通知が出ていまして、実際フリースクールですよね。そういうようなところに、過去には通われたお子さんもいらっしゃいます。

それから、最近ではそのＩＣＴの活用というようなことも出ておりますし、かなりホームページではそういったところも進めているようなところも見たことがありますけども、いずれにいたしましても、そういういろいろな幅広い中の対応ということになろうかと思います。

それについては、先ほどもお話させていただきましたけども、担任が各家庭

に出向いたりする中で、そのお子さんの状況等確認したところで対応しているといったところでございます。中には、行ってもなかなかこう出てこないというようなお子さんもいるということで、やはりそれぞれの実情を見た中で対応していかなければいけないのかなというようなことを思っております。

それから、適応指導教室に在籍していても、やはり同じようなお子さんがいて、先般担当の教諭からこういう施設、こういう場所をちょっと紹介してみようかと考えているというような報告も受けております。

いずれにしても、個々の状況に応じた中で考えているというようなことで、御理解いただければと思っております。

3 番 では、すみません、次に運営方法についてお伺いいたします。

時間がないのでまとめて質問させていただきます。

支援シートの活用について、このような生徒には支援シートを活用しているというふうに聞いております。ただ、この記入をする人というのが教員のみであるということで、ほか自治体では、6年生になると全児童宛てにこの支援シートというのが配されることになっていて、保護者もその記入ができるようになっています。それがそのまま中学校のほうに提出されるというふうに聞いていて、これは実にいい制度だなと思いました。この支援シートを活用していく上で、子供のことを一番分かっているのは大抵の場合親というのが多いので、先生以外の記述もこの支援シートの中に入れていただければなと思います。

あと、成績の表記についてなんですが、以前確認したところ、学校では学校外での活動を表記できないと言われてしまいました。適応指導教室での活動なども学校外という認識は、実に何といいますか頑張っている子供たちのことで、学校外という認識ではなく、当然学校の中での活動と同じように成績の上でも評価してあげられたらいいのかなと思いました。

あと1点、引取り訓練の実施。万一のことが起こったときを想定して、避難訓練などを行っているかなどお伺いいたします。

教 育 長 まず支援シートでございますけども、こちらについては、各学校の教員等が書いていることは確かでございます。そういったところの中で、担任以外の記入欄というのもございまして、いずれにいたしましても、教職員が関わっているというようなことでございます。それに対して保護者の方もどうかというよ

うなところでございますけれども、こちらについても先ほど申した通知の中に別添のところでございますので、また若干見直しもしていかなきやいけないのかなと思っております。そういうシートを活用する中で、実際は適応指導教室の運営管理というものを実施しているといったところでございます。

それから、通知表のことでございますけども、失礼、出席扱いのことですけど、通知表に明記とはそういうことでいいのですよね。

3 番 違います。それはされていると知っています。

ただ、その所見のところなどに活動の内容を書いてはどうかということです。
教 育 長 それで、いずれにしても、通知表については特に発行しなければいけないと、そういう法的な拘束力はございません。まず大前提が。学校長が、当然教育を、子供たちの教育を担っているので、それを保護者の方にお伝えするといったところの中では一般的に行われているという。ですから、その様式、内容についても、各学校で発行しているという、そういう認識がございます。

そういうところの中で、例えば今御指摘のとおり、その欄に書くことも可能でしょし、また適応指導教室には適応指導教室の中で取り組んでいくことを保護者の方お伝えしてもいいのではないかなと思っております。その辺もし御要望があれば、また個別にお話をさせてもらえたならなと思っております。

それから、避難訓練のことについては、特にそういうことはしておりません。その辺の必要性ということについて今まで話題になっておりませんので、今までそういうことはしておらないのですけど、また状況によっては考慮していかなきやいけないのかなと思っております。

3 番 すみません。時間の関係で次に行かせてください。

ことばの教室についてです。自校通級と他校の子供たちについてあるということをお話の中にありました。他校の子が通級する場合、交通費がかかること、保護者の送迎が難しい場合、通級を断念せざるを得ないなどの不公平が生じています。

このようなことは、神奈川県難聴言語障害教育研究協議会というところからも県に毎年要望書が出されているようですが、設置責任者としてはこのような不平等について把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

教 育 長 その協議会のほうからの内容については、ちょっと確認できておりません。

3 番 これは保護者としてそのような要望があったということで、私の耳に入ってきておりましたので、その辺の不公平についても、ぜひ今後是正していただきたいなと思いました。

すみません。時間の関係でことばの教室についてはこのくらいにさせていただきまして、次の質問させてください。

パートナーシップ制度の導入について、教育現場のジェンダー平等教育についてですが、11月に中学の制服に関する生徒個々での変更についてのお知らせが、在校生と6年生に配布されました。この変更は、もちろん新入生に関しては4月からということになるわけですが、在校生についてはいつから適用ということになるのでしょうか、お伺いいたします。

教育長 議員御指摘のとおり、11月2日にいわゆる中学校の保護者宛ての文書通知と、それから併せて全校集会で校長のほうからお話をしたというようなことで報告は受けております。当然、それからということになります。

3 番 ありがとうございます。

既に男女混合名簿ですか、できることはされているということですが、トイレですか更衣室への対応、部活の男女分けですか、体育のときの配列はいまだに男女で分けているようですので、すぐに配慮ある取組に変更できるものも多々あると思います。トイレや更衣室については難しいかもしれません、すぐに取り組める問題については早急な見直しをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

パートナーシップ制度導入についてです。確認のために再度お伺いいたします。パートナーシップ制度を本町で導入するということで、導入する予定があるかどうかをお伺いいたします。そして、決まっていれば、その時期について、例えば要綱で決めていくのか条例にするのかということもお伺いいたします。

協働推進課長 まず時期でございますけども、導入を検討しているというふうな答弁をさせていただきました。

また、一応今検討の段階でございます。ですので、新年度からとかいうふうなことではなくて、またこのパートナーシップ制度は要綱のほうで設置のほうしてまいりたいというふうに考えておりますし、また、大きな予算を伴うものでございませんので、4月にこだわることなく、検討した結果、年度途中からで

も導入のほうは検討を行っていくというふうなところでございます。

3 番 では、来年度内にはスタートしていくということで間違いないでしょうか、お伺いいたします。

協働推進課長 今その方向で、検討のほうは行っております。

3 番 要綱の詳細はまだ確定されていないと思いますが、先進自治体の要綱を拝見するに幾つか現時点では気になる箇所があります。例えば、通称の使用の可否であるとか、申請に2人そろって行かなければならないとか、同居の必要があるないということ、あとは市営住宅あるいは町営住宅への入居の可否、このような当事者が気になる部分というような意見を、行政側にお伝えする機会というのはあるでしょうか。要綱制定前にお伝えする機会はありますでしょうか、お伺いいたします。

協働推進課長 一応、要綱設置の後に、パブリックコメントというふうな中で、実施のほうしてまいりたいというふうに考えております。当事者を呼んでというふうなことなのですから、町のほうといたしましては、全員を全員把握している状況ではございませんので、パブリックコメントの中で検討を行っていくというふうなことになるかと思います。

3 番 当事者を呼んでとは、すみません、私申し上げておりませんで、当事者が感じたこのような意見を、行政にお届けする機会があるのかということをお伺いいたしました。

パブリックコメントをぜひ活用していただきたいと思います。

導入に当たり、不要な性別記載のある書類の変更についても見直す必要が出てくるのではないかと思いますが、その予定はあるでしょうか、お伺いいたします。

協働推進課長 庁舎内の事務における性的マイノリティの方への配慮について働きかけを行うのは、一応協働推進課のほうで行っていくというふうなことになるかと思います。

各課においても性の多様性、人権の尊重について配慮のほうはしていただきたいというふうなことで、取りまとめ等については協働推進課のほうで行っていくというふうな形になろうと思います。

3 番 不要な性別記載のある書類の変更については、ぜひ見直しをお願いしたいと

思います。

このパートナーシップ制度は法的な拘束力がないこともあり、当事者たちが本来希望するゴールとは違います。制度導入後も、このような人権問題を世の中に浸透させていく責務は続いていくものと考えられます。

今後、行政としてどのようなことができるかを考えていただきたいということ、例えば先進自治体では協定を結び申請の簡略化を図ったり、転出転入をしても制度を継続できたりするように努力しているところもあります。この県西地区でもそのようなことが実現するよう、町長自ら積極的にこの制度の導入を周知し、他自治体でも推進していただけるように啓発してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 全く私もそのように思っております。

そして、他町もまたいで全国にどういったことで、またどういった課題が出ているかしっかりと詳細に調べた中で、落ち度のないような制度にして、また庁舎内のそういった先ほどの男女の表記のこととか、悪い影響が出てこないかそういうこともしっかりと調べた中でいいものをしっかりと作り上げていくべきだろうと思っております。今後検討していきたいと思います。

3 番 前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

このパートナーシップ制度導入は、当事者の関係性を公に認めることができるものならず、大井町は人権意識を高く持ち、どんな方にも住みやすい町をつくるために尽力できる町であるとアピールできるものであるとも考えます。

そして、現在大井町に在住の当事者の方が、このパートナーシップ制度を利用しこの町に住み続けてくれるであろうと推察することから、定住促進の役割も果たしている大事な側面も持っていると考えます。

地方自治からの積み上げは、本来当事者の方々が望む法律の制定を前に推し進めるためには不可欠な行動であると思います。今回の大井町の決断を心から喜ぶものであります。

以上とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で、3番議員、重田有紀君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。

一般質問の通告者があと2名残っておりますが、本日は以上で終了し、延会

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認め、本日は、これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

(14時40分 延会)